

つくば市監査公表第8号

平成28年12月27日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 山内 豊

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員職務執行者 金子 和雄

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

平成28年9月5日から平成28年12月2日まで

第4 監査の対象

所管課 経済部農業課

補助団体 つくば市農業再生協議会

第5 監査の範囲

平成27年度につくば市が交付した補助対象事業の運営状況，その他の事務の
執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては，次の事項を主な着眼点とし，関係帳簿・関係資料
を調査するとともに，所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方
法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は，要綱，予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは，条例，規則，要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的，交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用，会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備，記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

平成27年度経営所得安定対策推進事業費補助金

2 補助金の交付目的

経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連絡体制の構築等と、地域農業振興の推進に資することを目的とする。

3 補助対象経費

謝金，旅費，庁費，委託費，助成費

(具体的な対象経費は交付要項別表 5 - 2 のとおり)

4 補助金額

15,694,953円

第8 補助団体の概要

1 名称 つくば市農業再生協議会

2 所在地 つくば市筑穂一丁目10番地4

3 沿革 平成23年12月26日つくば市水田農業推進協議会から財産・権利及び義務を承継

4 執行体制 (平成27年度)

(1) 役員等12名

会長1名，副会長2名，監事2名，会員7名

(2) 事務局職員5名

事務局長(市派遣)1名，局員(市派遣)1名，嘱託員及び臨時職員3名

第9 監査の結果

監査の結果，要望事項を除き，おおむね適正に執行されているものと認められた。なお，監査の過程において，口頭で注意した事項については，速やかに対応されたい。

【要望事項】

1 所管課

協議会には所管課である農業課付の職員が在籍しているが、業務の円滑な実施を図るためにも、定期的な打合せの機会を設けるなど、これまで以上に連携を密に保たれたい。

2 補助団体

(1) 協議会の臨時職員等の給与等においては、源泉所得税の徴収がなされていなかった。臨時職員等を雇用している団体として、源泉徴収を行った上、所得税を納付すべきであり、平成29年1月から徴収するために早急に「給与支払事務所開設の届出書」を土浦税務署に提出し、源泉徴収事務を開始されるよう努められたい。

(2) 協議会の臨時職員等の給与水準がつくば市と比較して高額な水準となっていた。つくば市から補助金を交付されている団体として、給与水準が適正な水準となるようつくば市の水準を参考に見直しを検討されたい。

また、繁忙期に臨時職員等を導入する等、仕事量に応じた人員の配置についても検討されたい。

(3) 農業再生協議会の諸規則、規程等に誤りが多数見受けられた。これらは、団体の運営や事業実施の根幹となるものであるので、内容を精査するとともに、様式や別表と整合性がとられるよう改善を図られたい。